

令和7年6月定例県議会における
教育委員会答弁要旨

令和7年8月27日
総務企画課広報室

① 県立高校へのエアコンの具体的な整備内容について

【施設課】

エアコン未設置の施設も多く、工事に当たっても日常の授業や教育活動への配慮が求められるが、今回の長期にわたる整備の具体的な内容について教育長に伺う。

今回のエアコン整備は、生徒が日常的に使用している施設、具体的には、体育館や武道場、調理実習室や書道教室、製図室などの特別教室、食堂・厨房を対象としています。

次に、整備に当たっては、避難所に指定されている学校など、緊急防災・減災事業債等の国の財政支援制度を活用できる73校の体育館は工事方式で、その他の施設はリース方式で発注することにより、財政負担軽減と早期整備の両立を図ることとしています。

また、空調方式については、既存の空調の整備状況や避難所指定の状況などに応じ、施設ごとに最適なものを選択したいと考えています。

なお、事業費は、体育館等が150億円、特別教室が130億円、食堂・厨房が40億円で、総額320億円を見込んでおり、令和11年8月までの整備完了を目指しています。

また、整備完了後のランニングコストは、光熱水費、維持修繕費など、1校当たり年間2千万円程度を見込んでいます。

② 学校ごとの整備について

【施設課】

学校ごとの整備時期などはどのように決定されるのか、今後のスケジュールを含めて教育長に伺う。

来年度は、まずは、工事方式により中学校を併設している5校と改修を予定している5校の体育館への整備を行うとともに、リース方式により15校程度の体育館と15校程度の特別教室への整備を目指します。

それ以降の整備については、学校に対するヒアリングや現地調査を行い、空調機器の性能や空調方式などの検討を進め、学校ごとの整備スケジュールを策定します。

なお、全体の整備計画の策定に当たっては、体育館とそれ以外の施設を分けて設置していくことで、体育館への整備に時間を要する学校については、特別教室、食堂・厨房への整備を早めるなど、学校間の公平性にも配慮して

進めていきます。

① グローバル人材の育成について

【青少年政策課・国際交流課・高校教育課・義務教育課】

海外留学などを通じグローバルな視点を持った若者の育成にどのように取り組むのか、パスポートの取得助成や生活支援等、具体的な方策を問う。

- ・ 早い時期から異文化に対し興味・関心を持つことができるよう、幼児・小学校低学年を対象に、留学生等との遊びや体験活動を通じて、多文化を学ぶ「キッズ国際交流体験」
- ・ 実際に海外での生活を体験するため、小学校の高学年・中学生を対象に、ホームステイや現地の児童・生徒と交流を行う「はじめての海外体験」
- ・ 語学力の向上と国際感覚を養うため、中学生を対象に、国内において英語のみを用いた宿泊型の「イングリッシュキャンプ」を実施します。また、高校生に対しては、より高度で実践的な体験プログラムとして
- ・ スタンフォード大学の講義を受講することにより、英語による思考力、表現力を身につける「Stanford e-Fukuoka プログラム」
- ・ 最先端の知識・技能を有する海外の企業や大学において研修や職場体験を行う短期留学研修「『福岡から世界へ』人材育成プロジェクト」
- ・ オックスフォード大学やハーバード大学等の学生を招き、県内で寝食を共にしながら、自分の将来や世界の未来について議論する「福岡未来創造キャンプ」On Your Mark!

また、

- ・ 県とバンコク都の高校生を相互に派遣し、国際感覚やアントレプレナーシップを学ぶ「タイ・バンコク都との交流プログラム」

これらを実施していきます。

さらに、留学における不安解消のため、留学体験者の紹介や留学を目指す若者の質問に答える専用サイト「Jumping 福岡」を開設し、海外留学を後押ししているところです。このサイトでは、国や民間団体における200を超える留学に対する奨学金制度について、ご案内しているところです。

今後も、これらの事業を通じ、国際的な視野を持ち、多様性を備えたグローバル人材の育成に取り組んでいきます。

② A I 技術を使った画像・映像などの悪用について

【人権・同和教育課・高校教育課・義務教育課】

ディープフェイクを含め、A I 技術を使った画像・映像などの悪用について、教育長の所見を伺う。また、そうした視点を盛り込んだうえで基本的な人権教育を強化していくべきだと考えるが教育長の考えを伺う。

A I 技術を悪用した画像や映像を作成し、SNS等を通じて拡散することは、重大な人権侵害であると認識しています。特に、被害者が児童生徒の場合、心に深い傷を負わせてしまうことになり、決して許されることではありません。

県教育委員会としては、児童生徒がA I を利活用するにあたり、画像等の危険性について十分に理解させ、被害者にも加害者にもならないよう「責任ある情報発信」という観点から情報活用能力を育成するとともに、人権感覚や自他の人権を守るための実践行動力の育成に取り組んでいきます。

③ 教員の配置状況及び未配置の改善状況について

【教職員課】

小・中・高校それぞれの「常勤」の教員の定数、それに対して実際に常勤として働いている教員の数、また、非常勤の未配置数を示すとともに、ここ5年間の状況は改善されているのか、教育長に伺う。

今年度5月1日現在の学級数等に基づき算定した教員の必要数は、小学校で9,928人、中学校で5,586人、高校で4,681人に対し、常勤職員を配置しているのは、小学校で9,798人、中学校で5,518人、高校で4,668人です。

未配置となっているのは、小学校では130人、中学校では68人、高校では13人となっています。

また、非常勤講師については、週3コマや12コマなどばらつきがありますが、未配置となっているのは、延べ数で、小学校で78人、中学校で244人、高校で27人となっています。

令和3年度から7年度までの教員の未配置は、小学校における35人学級の実施や特別支援学級の増加により、小中学校では令和3年度の128人から令和4年度に218人に増加したものの、それ以降わずかながら減少しています。

また、高校では、令和4年度までは未配置がありませんでしたが、令和5年度以降、10人程度の未配置が発生しています。

④ 臨時免許状の授与と勤務の状況について

【教職員課】

県教育委員会が臨時免許状を授与する際、確認している項目や必要となる書類について具体的にお示し願う。そして、臨時免許状を授与され勤務している講師の数について、小・中・高校での最新データと、そのうち学級担任をしている人の数を示し、その状況について教育長の認識をお答え願う。

県教育委員会は、臨時免許状の授与に当たって、教育職員免許法に基づき、人物、学力、実務、身体などの項目について、人物証明書、卒業証明書、学業成績証明書、履歴書、身体証明書等の書類の提出を求め、教員としての適格性や教科指導力について確認しています。

次に、今年度5月1日現在で臨時免許状により任用されている常勤講師は、小学校で524人、中学校で97人、高校で21人となっており、このうち学級担任をしているのは、小学校で401人、中学校で37人、高校で1人となっています。

普通免許状を持った教諭や講師が授業に当たるべきですが、必要となる教員の数が増え続け、かつ、200人規模の教員の未配置がある状況においては、臨時免許状による対応は、現状やむを得ないものであると考えています。

⑤ 普通免許状取得への支援について

【教職員課】

臨時免許状を持つ講師が勤務しながら普通免許状を取得するために必要な単位を修得するにはどのような手段があるのかを示した上で、普通免許状を持つ講師の確保につながるよう、臨時免許状を持つ講師の普通免許状取得への支援の充実を図っていくべきではないか、教育長の考えを伺う。

勤務しながら普通免許状に必要な単位を修得する場合、例えば、大学の通信教育部や夜間学部、国が認定する免許法認定公開講座、県教育委員会が行う認定講習などの手段があります。

また、大学等で単位を修得する以外の手段として、国が行う教員資格認定試験があります。

県教育委員会としては、普通免許状取得に関する個別相談を実施していますが、今後はさらに、単位修得に関する情報の提供や、夏季休業中に個別相談会を実施し、勤務しながらでも普通免許状が取得しやすくなるよう支援の充実を図っていきます。

① 子どもの権利に関する理解促進について

【義務教育課・人権・同和教育課】

学校現場において、児童生徒は「子どもが権利の主体である」ことや「意見を表明する権利」について、どのように学んでいるのか。あわせて、教職員への理解促進にどのように取り組まれているのか、お示し願う。

児童生徒は、社会科の授業で子どもの権利条約や日本国憲法について学習する際、子どもたちの幸福に生きる権利や、自由に自己の意見を表明することができることなどを学んでいます。

教職員に対しては、人権教育研修会において、こども基本法の内容や指導上の留意点について講演を実施しています。また、校内研修などでスクールカウンセラー等と連携し、児童生徒が安心して声を出せる環境の重要性や、悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に努めることなどについて、その理解促進を図っています。

② 子どもアドボカシーの意義と先進的な学校での取組について

【人権・同和教育課・義務教育課】

子どもアドボカシーの意義について、教育長の考えをお尋ねするとともに、本県で子どもアドボカシーの文化を根付かせるため、先進的な学校でのアドボカシーの取組を県教委として学ぶべきではないか、所見を伺う。

貧困や虐待など、子どもを取り巻く状況が深刻な中、子どもの声を社会に届け、その権利が守られるように支援する、子どもアドボカシーの取組は、権利の主体である全ての子どもが、個人として尊重され、権利が保障される上で、大切であると考えています。

県教育委員会としては、子どもアドボカシーに関する先進的な実践事例の成果や課題について、情報収集を図るとともに、引き続き、児童生徒の人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育の推進に努めていきます。

③ 教員不足の状況と今後の取組について

【教職員課】

2年前に、教員試験の前倒しや退職者に対する再任用への働きかけ等により教師不足の解消に努めるとの答弁があったが、その後の教員未配置の状況はどのように推移しているか、また、今後の取組をどのように行っていくか、教育長に伺う。

今年度、5月1日現在で、必要な教員が確保できず未配置となっている状況は、小学校では130人、中学校では68人となっており、令和5年度と比較すると、小学校では5人の減、中学校では6人の減となっています。

今後も引き続き、退職者やペーパーティーチャーへの働きかけや説明会の実施、教員採用試験のさらなる工夫改善などにより、教員不足の解消に努めていきます。

④ 臨時免許状による講師の現状について

【教職員課】

当時の吉田教育長から、教師不足の中、臨時免許状の授与件数増加はやむを得ない対応だが、可能な限り新規採用者と普通免許状を持った講師の確保に努め、その減少を図るとの答弁を受けているが、本県の現状と今後の見通しはどのようになっているのか、加えて、今後の取組について教育長の考えを伺う。

今年度、臨時免許状により任用されている講師の人数は、小学校で524人、中学校で97人、県立高校で21人となっており、令和5年度と比較すると、小学校で91人、中学校で18人増加し、高校では9人の減少となっています。

今後、小中学校における児童生徒数の減少はあるものの、近年の特別支援学級の増加傾向を踏まえると、必要となる教員の数が増え続けることが見込まれます。

このため、可能な限り新規採用者と普通免許状を持った講師の確保に努めるとともに、臨時免許状が授与された者に対しては、大学等での単位修得に関する情報の提供や、夏季休業中に個別相談会を実施するなど、普通免許状の取得の支援を図っていきます。

⑤ 精神疾患による退職者の傾向と未然防止の取組について

【教職員課】

本県の政令市を除く公立学校教員の精神疾患による退職者の傾向はどのようになっているのか、教員の病休を防ぐために本県ではどのように取り組んでいるのか、教育長に伺う。

精神疾患による退職者数は、平成20年代前半は140人程度であり、その後減少に転じ、10年間は100人前後で推移していましたが、昨年度及び一昨年度は140人となっています。

県教育委員会では、心療内科医によるカウンセリングなどの相談事業を実施するほか、管理職や中堅職員を対象にストレスマネジメント研修を実施し

ています。

また、県立学校的全職員に対してストレスチェックを年2回実施し、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、調査結果については、職場ごとの集団分析や総合所見を通知しています。

今後はさらに、管理職に対して、集団分析結果の活用に関する研修を実施し、職場のメンタルヘルス不調の未然防止に取り組んでいきます。

⑥ 安心して復帰できる職場環境の整備について

【教職員課】

病休から安心して復帰できる職場環境を整備することは大変重要であると考えますが、このことについて、本県として何か工夫していることはあるのか、教育長に尋ねる。

精神疾患で休職した教員の復職に当たっては、復職前に職場復帰訓練を実施し、心理的負担を軽減し、職場への円滑な復帰を支援しています。

また、復職後は、臨床心理士を県立学校に派遣するメンタルヘルス巡回相談事業を活用し、職場において自身の抱える悩みを気軽に相談できるようにするとともに、管理職に対しても、復職後の教員へのケアに関する助言を受けられるようにしています。

今後もこれらの取組により、教員の心の健康の保持増進を図り、休職者が安心して復帰できる職場環境づくりに取り組んでいきます。

⑦ 教員の仕事量の実態把握と適正化の取組について

【教職員課】

本県の県立学校における教員の仕事量の実態について、どのように把握しているのか、そして、教員の仕事量の適正化について、どのように取り組んでいくのか教育長の所見を伺う。

仕事量の実態については、県立学校において、平成31年1月からICカードの導入により、教員の出勤から退勤までの時間を把握しています。

出張など校外での業務についてもシステムに入力することとしており、正確な勤務実態の把握に努めています。

仕事量の適正化については、校務支援システムやデジタル採点システムの活用、高等学校入学者選抜におけるWEB出願システムの導入など、ICTの活用による業務の効率化に取り組んでいます。

また、取組効果が現れている県立学校を訪問し、実践内容を取りまとめ、県立学校や市町村教育委員会に周知しています。

今年度は、市町村立学校の取組事例も収集しており、学校にとって、より

活用しやすい事例を提供できるよう工夫していきます。

今後も引き続き、これらの取組により教員の仕事量の適正化を図り、働き方改革を推進していきます。

⑧ 県立高校へのエアコン整備について

【施設課】

高校へのエアコン整備に当たって、体育館以外ではどのような施設に整備するのか。また、設置の進め方や設置後のランニングコスト、避難所としての活用時に電気が使用できない場合の対応策について教育長に伺う。

今回のエアコン整備は、体育館以外では柔剣道を行う武道場に加え、調理実習室や書道教室などの特別教室、さらには食堂・厨房を対象としています。

まずは来年度、工事方式により中学校を併設している高校を含む10校の体育館への整備を行うとともに、リース方式により15校程度の体育館と15校程度の特別教室への整備を目指しています。

それ以降の整備スケジュールについては、学校に対するヒアリングや現地調査の結果を踏まえ、学校間の公平性にも配慮しながら検討を進めていきたいと考えています。

なお、整備完了後のランニングコストは、光熱水費、維持修繕費など、1校当たり年間2千万円程度を見込んでいます。

また、災害時においてもエアコンが稼働出来るよう、避難所指定の状況に応じ、施設ごとに最適な空調方式等を検討していきます。

① ワンヘルス教育の意義と取組状況について

【体育スポーツ健康課】

〔 学校現場でのワンヘルス教育の意義とこれまでの取組状況について教育長に伺う。 〕

子供たちが生涯にわたって自他の健康や環境を守るための資質・能力を育成することは、学校教育における目標のひとつです。

ワンヘルスの理念に基づく教育を実施することは、その実現に資するとともに、命あるものを尊び、環境の保全等に主体的に取り組む態度や行動を身に付ける上で、意義あるものと認識しています。

これまで、県教育委員会では、子供たちがワンヘルスについての理解を深めることができるよう、県獣医師会監修のもと、ワンヘルスの考え方や取組を明確にしたリーフレット等の教育資料を作成し、全児童生徒、及び教職員に配布しています。

ワンヘルス教育の取組としては、地域の小・中学校においては、農業高校を活用した動物飼育体験や実践発表会を行ってきました。

また、県立学校においては、全ての学校にワンヘルス教育の中核となる推進教員を指定するとともに、県が主催する関連行事等で、実践協力校やモデル校が、各校の特色ある取組を地域に向けて発信してきました。

② ワンヘルス教育の成果と今後の取組について

【体育スポーツ健康課】

〔 ワンヘルス教育の成果と今後の取組について具体的にお示し願う。 〕

ワンヘルス教育については、令和3年度に指定した学校による研究を経て、現在は全ての学校種で幅広く実施されており、ワンヘルスの実践を通して疾病や環境保護に対する理解が深まっています。

また、農業高校と連携した体験活動を行った子供たちからは、「動物を大切に育てたい」「私も花も大切にしたい」などの気付きが生まれています。

併せて、各校における実践事例を蓄積し、研修会等において共有することで、教員の指導力向上が図られています。

今後は、昨年度、新たに作成したリーフレットを活用しワンヘルスの学びを深めるとともに、学識経験者や関係団体等で構成するワンヘルス教育推進委員会において、発達段階や系統性を踏まえたワンヘルス教育の内容や指導方法について協議をし、関係課と連携を図ることにより、「ワンヘルス」の理念のさらなる普及・啓発に努めていきます。

③ 県立高校の役割について

【高校教育課】

（ 高校教育の無償化が実現した場合、県立高校が果たすべき役割はどのようなものになるのか、教育長の考えを問う。 ）

私立高校が、建学の精神に基づいた独自の教育方針を採るのに対し、県立高校には、県の人材育成ビジョンや政策課題に対応した教育を、それぞれの特色や伝統を生かしつつ、地域に根差した形で実施する役割があると考えています。

特に、少子化や地域の人口減少が進行する中、県内のどの地域においても、多様な学習ニーズに的確に応えられる環境を整備するとともに、地域から求められる専門教育の充実など、本県の未来を支える人材の育成が、今後ますます重要になると考えています。

④ 県立高校の魅力化・特色化について

【高校教育課】

（ 県立高校がこれからも「選ばれる学校」となるためには、各校の魅力化・特色化や教育内容の充実が重要と考えるが、今後の対応について教育長の見解を問う。 ）

県教育委員会では、県立高校が魅力ある学びの場となるよう、教科横断的な学びを特色とする学科の新設や専門高校における実践的な学びの強化、地域との連携やグローバル化に対応した特色ある教育活動の充実など、生徒のニーズや社会の変化に応じた教育内容の改善を図ってきました。

今後とも、こうした先進的な教育活動の成果を県立高校全体で共有し、各学校の伝統を生かしつつ魅力化・特色化を図ることにより、生徒・保護者から選ばれ、地域社会から求められる学校づくりを着実に進めていきます。

また、県立高校の魅力向上に資する取組については、国による支援の拡充が図られるよう、今後も様々な機会を捉えて要望してまいります。

⑤ 高度IT人材の教員採用について

【教職員課】

（ 高度IT人材は、高い専門性を有していることから、質の高い情報教育が期待できると考えるが、このような高度IT人材の教員採用に関する教育長の考えをお示し願う。 ）

本県では、平成29年度実施の教員採用試験から、情報の募集区分を設け、

これまで41名を採用してきたところであり、本年度、全ての県立高校に、情報の教員免許状保有者を配置しています。

また、平成30年度実施の試験から、民間企業で情報分野の技術者として勤務経験がある方に、一次試験を免除したり、令和5年度からは、教員免許状がなくても受験できるようにしたりするなど、工夫改善を図ってきています。

引き続き、特別免許状の積極的な活用や、教員採用試験における一部試験免除や加点措置の拡充などにより、高い専門性を持つ教員の確保に努めていきます。

⑥ 情報科教員に対する研修の実施状況について

【高校教育課】

〔 本県における情報科目担当教員に対する研修の実施状況について、教育長に問う。 〕

昨年度は、全県立高校の情報科教員を対象に、授業改善に関する講義や教員同士で話し合う協議の場を実施しました。また、希望者にはプログラミングの実技講習も行いました。

今年度からは、さらなる充実を図るため、大学や企業等の専門人材によるプログラミングやデータサイエンスに関する研修の実施を計画しています。

このような研修を通して、引き続き情報科教員を支援し、授業の質の向上を目指していきます。

⑦ DXに関する学校横断的な取組について

【高校教育課】

〔 国の支援を受け、本県で行う予定のDX加速化に関する横断的な取組について、教育長に問う。 〕

本県では、情報教育に知見を有する大学教員等から指導・助言を受け、DXハイスクールの取組の充実を図るとともに、その成果等を全県立高校で共有する実践発表会を開催する予定です。

さらに、大学や企業等による体験型ブースを設け、高校生に理工系の魅力を伝えるイベントを実施するほか、データサイエンスやAIの活用に関する教員向けの専門講座も実施する計画です。

これらの取組を展開することで、県立高校におけるDXを加速させていきます。

① 小学校におけるがん教育のこれまでの取組について

【体育スポーツ健康課】

〔 小学校におけるがん教育のこれまでの取組について、教育長に伺う。 〕

県教育委員会では、平成26年度から、学識経験者や福岡県医師会、がん経験者団体等の代表者で構成するがん教育推進委員会を設置するとともに、指定した小学校において実践研究を行い、その内容をまとめた実践事例集や、Q & A集を作成・配布し、がん教育の推進に努めてきました。

また、がん教育の年間指導計画や授業における指導例を盛り込んだ指導資料集を作成したところであり、令和3年度から、新たに、これを活用した教員研修会を実施するとともに、がん経験者等を小学校に派遣し、学習の充実を図ってきました。

② 小学校のがん教育における外部講師の活用状況と効果について

【体育スポーツ健康課】

〔 小学校のがん教育における外部講師の活用状況と効果について教育長に伺う。 〕

令和5年度の文部科学省の調査では、がん教育を実施した小学校のうち、外部講師を活用した学校の割合は、全国が10.6%に対して、本県は27.1%となっており、全国の割合を上回っています。

こうした外部講師の活用については、授業後のアンケートにおいて、「命の大切さについて考えることができた。」「大切な人に1年に1回は検診を受けてほしい。自分も大人になったら検診を受けようと思う。」など、児童からの前向きな声が聞かれています。

また、教職員からは、「がんを経験した人にしかわからない思いが伝わった。」「体験談から、前向きに病気と向き合いながら、生きようとする姿が伝わった。」などの感想がみられ、外部講師を活用することにより、子供たちの学びが深まるとともに、その有効性を教職員が実感しているものと考えます。

③ 小学校におけるがん教育の今後の取組について

【体育スポーツ健康課】

〔 小学校におけるがん教育に、今後どのように取り組んでいくのか、お聞かせ願う。 〕

小学校におけるがん教育を、さらに充実させるため、がん教育推進委員会において、児童がより自分事として捉えることができるよう、グループでの話し合いや体験型の学習など、効果的な指導の在り方について協議をしています。

また、各学校の管理職をはじめ、健康教育の中核を担う保健主事や養護教諭を対象とした研修会において、外部講師を活用した効果的な実践事例を紹介するとともに、外部講師による講話を配信するなどにより、自他の健康と命の大切さを学ぶことができるがん教育の、さらなる推進に取り組んでいきます。

① 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する認識について

【義務教育課】

〔 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対して、どのような認識を持っているのか、お示し願う。 〕

同年齢の子供の中で、知能や創造性、芸術、運動などの特定の領域における優れた能力があり、社会の多様な分野での卓越した活躍が期待される児童生徒と考えています。

また、その才能や認知・発達の特性がゆえに、学習上、学校生活上の困難を抱える場合もあることにも留意する必要があると認識しています。

② 教育現場における把握とその対応について

【義務教育課】

〔 教育現場において、特定分野に特異な才能のある児童生徒がいることは把握されているか。また、その児童生徒への対応についてどのような取組を行っているのか、お示し願う。 〕

特定分野に特異な才能のある児童生徒は、一定数在籍しているものと推測されますが、その才能の現れ方や分野、時期は多様であり、必ずしも定型的な枠組みでは捉えきれないものと考えています。

県教育委員会では、特定分野に特異な才能のある児童生徒を含めて、全ての子供たちの可能性を引き出すため、習熟度別の少人数指導といった個に応じた指導を推進しています。

また、学校外の学びの場として、理数分野における「科学の甲子園ジュニア」、スポーツ分野における「タレント発掘事業」などを開催し、児童生徒が自身の能力や可能性、意欲をさらに高めていけるような環境づくりに努めています。

③ こうした児童生徒についての教員間での情報共有について

【義務教育課】

〔 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する認識や対応について、教員間でも情報共有していく必要があると考えるが、教育長の見解を伺う。 〕

特異な才能のある児童生徒の中には、例えば、授業での学習内容に満足できなかったり、人間関係で困難を生じたりする場合などがあるため、特性に応じた支援に努める必要があると認識しています。

そのため、各学校において日常の観察や学習活動を通じて児童生徒の特性を把握し、担任や学年、専門スタッフ等による情報共有・連携を図ることは重要であると考えています。

今後、各種研修等を通して、特定分野に特異な才能のある児童生徒も含め、全ての子供たちの可能性を引き出す個別の指導や支援の充実が図られるよう、教職員に働きかけていきます。

④ 長野県で実施されているプログラムについて

【義務教育課】

県においても長野県で行っているようなプログラムを進めてみてはどうかと考えるが、教育長の見解を伺う。

今後、長野県のプログラムをはじめとする、全国の先進的な取組事例を収集し、特定分野に特異な才能のある児童生徒に関する教職員の理解の促進を図るとともに、その特性に応じた探求的な学びに加え、学校外での学びの場の充実に努めていきたいと考えています。

① 業務の効率化について

【義務教育課】

優れた授業の指導案等をアーカイブした上でいつでも活用できる状況を作れば、授業準備にかかる労力を削減できると考えるが、現状と今後どのように周知していくのか、お示し願う。

授業準備の効率化を図る取組として、県教育委員会では、県教育センターのホームページに優れた授業につながる学習指導案のデータベースを設け、約2,700本を掲載しており、活用できるようにしています。

また、学習指導案に関連する、各教科等の授業の流れを説明している動画も提供しています。

さらに、授業に役立つ指導資料や学習教材を多数提供しているところで

す。これらの資料を多くの教員が積極的に活用することで、授業準備の効率化と指導の充実が期待できることから、学習指導案データベースとその活用方法等について、今後も継続的に研修会などで周知を行っていきます。

① 認知症への理解を深めるための教育について

【**高校教育課**・義務教育課】

県内の学校において、認知症への理解と正しい知識を学ぶための取組をどのように行っているのか。また、今後介護が必要な人が増加することを鑑みると、学校において介護部局と連携し、認知症への理解や正しい知識を学ぶ取組をさらに充実していく必要があると考えるが、教育長の見解を伺う。

小中学校段階では、家庭科において、高齢者の身体の特徴や高齢者との関わり方について学んでいます。

また、高校段階では、小中学校における学習を踏まえ、必修である家庭科の授業において、認知症の原因、症状などの基本的な知識や、認知症の高齢者への接し方等について、具体的に学習しています。

今後とも、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことのできる「共生社会」の実現に向け、介護などの関係部局と連携しながら、児童生徒の発達段階に応じ、認知症の正しい知識や理解の促進に資する教育の推進を図っていきます。

② 外部講師の活用について

【**高校教育課**】

介護の専門家を外部講師として招聘している学校数と人数及び外部講師を確保するための介護事業者との連携について伺う。また、今後も外部講師の活用を推進すべきと考えるが、教育長の考えを問う。

昨年度は、県立高校9校において、介護に携わる専門家の方を17名お招きし、「介護におけるコミュニケーション技術」や「医療との連携とリハビリテーション」などのテーマで講義や演習を行っていただきました。

こうした外部講師による授業は、各学校が地域の医療機関や介護事業者などに依頼し、その協力を得て実施しています。

専門家の方から直接指導を受けることは、介護の仕事への理解を深め、学習意欲の向上に資するものであり、今後とも、関係機関のご協力をいただきながら、外部講師を活用した実践的な学びの充実と介護人材の育成に取り組んでいきます。

① 保護者負担軽減の取組と県内公立小中学校における取組状況について

【義務教育課】

〔 保護者の負担軽減となるICTを活用した取組はどのようなものが考えられるのか。また、政令市を除く本県公立小中学校における取組状況はどうなっているのか、教育長に伺う。 〕

保護者負担軽減につながる取組としては、欠席・遅刻等の連絡をスマホアプリから受け付けたり、保護者への調査・アンケートを紙からクラウドサービスに変更したりすることなどが考えられます。

本年3月現在、政令市を除く県内公立小中学校のうち、欠席・遅刻等の連絡の受付をデジタル化している学校は64.6%、保護者への調査・アンケートをデジタル化している学校は58.2%となっています。

② 学校におけるICT活用の推進について

【義務教育課】

〔 県教育委員会として、今後、保護者負担軽減のためのICT活用の推進に向けて、どのような取組を行っていくのかお示し願う。 〕

県教育委員会においては、これまでも、教職員の負担軽減を図る観点から、校務支援システムの導入など、ICTの活用による校務の効率化について、市町村教育委員会における積極的な取組を促してきたところです。

今後は、保護者の負担軽減という視点も踏まえながら、全国の効果的な先進事例の情報収集を進め、市町村教育委員会に周知を行うとともに、管理職研修会などの機会においても、こうした参考になる事例を紹介し、学校でのICT活用を推進していきます。

① 教員採用試験の志願状況について

【教職員課】

〔 昨年度の教職員採用試験の倍率及び採用定員は何名で、その定員に対し何名に採用通知を発出し、実際に就業したのは何人かお答え願う。また、養護教諭の志願者数並びに倍率と近年の傾向をお示し願う。 〕

昨年度の養護教諭を除く教員採用試験では、志願倍率は、2.3倍、採用予定者1,243人に対して内定者は1,242人です。

なお、実際に採用されたのは1,033人です。

また、養護教諭では志願者は333人、志願倍率は20.8倍です。

養護教諭の志願者数は、近年は300人を超える状況が続いており、その志願倍率は約10倍から20倍と、その他の教員に比べて高倍率となっています。

② 養護教諭の職務内容について

【体育スポーツ健康課】

〔 現在の養護教諭の職務内容についてどのような認識を持っているのか、教育長に伺う。 〕

養護教諭の主な職務内容は、救急処置、疾病の管理・予防、健康相談、保健指導、保健室経営など多岐にわたっています。

近年は、新型コロナウイルス感染症への対応や、健康課題があり個別支援が必要な児童生徒への対応等も加わり、その職務の重要性は増していると認識しています。

③ 養護教諭の配置について

【教職員課】

〔 養護教諭のなり手不足を防ぐためにも、定数改善や複数配置を行い、養護教諭がゆとりを持つ中でやりがいを感じながら仕事ができる環境を整えるべきと考えるが、教育長の考えを伺う。 〕

養護教諭の配置については、国の定めた配置基準に則り、児童生徒数に応じて配置人数を決定しています。

また、国の加配措置を活用し、特に課題のある学校に対して配置数を増員しています。

県教育委員会としては、養護教諭の重要性を鑑み、その配置基準の見直しや複数配置の拡充について、全国都道府県教育委員会連合会など様々な

機会を通じて、引き続き、国に要望するとともに、佐賀県の例など養護教諭の負担軽減に係る取組について、市町村教育委員会に周知していきます。

① 女性の働きやすい職場環境づくりについて

【教職員課】

職場における現場の声を細かく把握するとともに、職員の理解を深め、働きやすい職場環境に資するためにも、健康管理休暇の取得に関する定期的な職員向けアンケートの実施や、幹部職員を筆頭に、生理痛体験会の開催・企画など、女性の働きやすい職場環境づくりに努められては如何か、教育長に伺う。

休暇の取得のしやすさを含め、女性の働きやすい職場環境づくりのためには、まずは管理職のマネジメントが必要不可欠であることから、県立学校の管理職を対象とする研修において、生理痛に起因する体調管理をはじめ、女性特有の健康課題について理解を深めていきます。

併せて、県立学校職員に対し、健康管理休暇の取得のしやすさ等に関するアンケート調査を実施していきます。

今後とも、県立学校の職員の意見の把握に努め、女性の働きやすい職場環境づくりを推進するとともに、市町村教育委員会に対しても、県の取組を周知していきます。

② 子供が抱える生理痛への理解促進について

【体育スポーツ健康課】

教育現場において子供が抱える生理痛への理解を促進するために教育庁としてこれまでどのように取り組んでこられ、どのような成果が出たのか、また、更に理解促進を進めるためにも、その成果を踏まえて、今後どのように取り組むのか、教育長に伺う。

生理に伴う症状としては、生理痛のみならず、貧血や月経前症候群などもあり、身体に不調があるケースは様々です。

また、高校で実施した産婦人科医等による性に関する相談においては、生理に関する内容が全体の約58%を占めるなど、児童生徒の健康管理上、重要な課題となっています。

そのため、教員が、生理の仕組みや生理に関連する諸症状とその対応について正しく理解をし、適切に対応する必要があると認識しています。

県教育委員会としては、これまで、管理職研修会や養護教諭研修会等において、生理やそれに生理に伴う身体の変化や心の症状に関する適切な認識や対応について理解促進を図るとともに、職員が性に関する指導について産婦人科医に相談できる健康相談事業を実施してきたところです。

今後も、これらの取組を継続するとともに、各学校における養護教諭や専門家による健康相談体制の更なる充実を図っていきます。

③ 新規採用教員の離職状況について

【教職員課】

本県の令和5年度の新規採用教員の3.90%が1年以内に退職しており、全国では2.28%なので、本県は少し高い傾向にある。そこで、本県の新規採用教員の離職状況について、教育長の御所見を伺う。

令和5年度の文部科学省の調査によれば、本県においては、精神疾患による離職の割合が、全国の34.6%に対し24.0%と低いという特徴があります。

また、隣接している政令市や他の都道府県を再受験し採用された教員も退職者数に含まれています。

採用1年目に、教科指導や保護者対応に困難さを感じたり、職場の人間関係に悩んだりすることが多いため、この時期の支援が重要であると考えています。

④ 新規採用教員の負担軽減について

【義務教育課】

離職率が全国平均より高い本県も、山形県を参考に、教科担任・副担任制の導入を検討されてはどうか、教育長に伺う。

近年、大学卒業後、講師経験等の教職経験を経ることなく新規に採用される教員が増加しており、負担軽減などの一定の配慮を行うことは必要であると考えています。

一方で、本県においては、大量採用が続く中、新規採用教員に担任業務をさせない場合、担任が多数不足するおそれがあります。

このため、新規採用教員の負担軽減に向けては、初任者指導教員による支援の充実、初任者研修の実施時間数や回数弾力化などに取り組むとともに、持ち時間数の上限設定など、山形県をはじめとする先進県の取組の情報収集に努めていきます。

① 一人一社制の本県の検討状況について

【高校教育課】

〔 高卒採用における「一人一社制」について、国の有識者会議の提言を受け、本県ではどのような検討がなされたのか教育長へ伺う。 〕

本県では、行政、学校関係者、経済団体等で構成する高校就職問題検討会議を設置し、一人一社制を含む応募推薦方法の在り方について毎年度協議を行っています。

国の有識者会議の提言を受け、この検討会議において、就職活動を行った生徒や進路指導担当教員のほか、高校生の募集を行った企業を対象に、一人一社制の在り方に関するアンケート調査を実施しています。

アンケートの結果、

- ・ 自分の進路を絞りやすい
- ・ 内定を辞退するリスクが少ない
- ・ 中小企業でも人材を確保しやすい

などの理由から、生徒、教員、企業いずれも一人一社制については、「現行のままで良い」という回答が多数を占めていました。この結果も受け、本県においては、現在の一人一社制を継続することを確認してきています。

県教育委員会としては、今後とも、関係者の意見を聴取しながら、検討会議の場において、望ましいルールの在り方を検討していきます。

② 地域が求める人材育成の取組について

【高校教育課】

〔 生徒の声をしっかり聞きながら、県立高校において、地域が求める人材育成の取組を今まで以上に進めて行くべきであると考えているが、教育長の所見と今後の取組を聞く。 〕

県立高校は、県の人材育成ビジョンや政策課題に対応した教育を、それぞれの特色や伝統を生かし、地域に根差した形で実施する役割を担っています。

このため、県立高校が魅力ある学びの場となるよう、専門高校における実践的な学びの強化や、地域との連携による特色ある教育活動など、生徒のニーズや社会の変化に応じた教育内容の改善を図ってきました。

特に、就職を希望する生徒には、地元企業のニーズを踏まえつつ、インターンシップや実践的な企業実習を実施するなど、企業や地域社会と連携したキャリア教育を実施しています。

また、生徒の県内成長産業への興味・関心や理解の促進を図るため、新たに、生徒が県内の情報・先端技術関連企業等を訪問し直接質問できる見学会や、これらの企業から講師を学校にお招きし、企業の優れた取組や特

徴を説明していただく講演会などを実施することとしています。

高い求人倍率や就職内定率が続く一方で、離職率も高く推移している昨今の状況も踏まえ、生徒が将来においても自身で適切な職業選択ができるようキャリア教育の充実を図るとともに、今後も、生徒、保護者から選ばれ、地域社会から求められる学校づくりを進めていきます。

① 生徒が妊娠等に悩んだ際の対応について

【体育スポーツ健康課】

学校教育現場において、生徒が妊娠等に悩んだ時に早期に相談し、支援に繋ぐため、どのように取り組んでいるのか。また、日常から相談窓口を可視化しておくことは効果的と考えるが、教育長の所見を伺う。

各学校では、学級担任や養護教諭等による日常的な教育相談において、課題を抱える生徒の早期発見に努めています。

併せて、性に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、不安や悩みの解決に向けて支援を行うことを目的として、産婦人科医等による健康相談事業を実施しているところであり、相談の内容に応じて、適切な専門機関に繋いでいます。

また、教員や家族に相談できない生徒に対しても適切な支援がなされるよう、専門機関の相談窓口が記載されたリーフレット等を配布したり、保健室や相談室へ掲示したりすることを各学校に周知していきます。

① 見守り活動に携わる地域ボランティアへの支援について

【義務教育課】

登下校時の見守り活動を行う地域ボランティアが、やりがいを感じ、効果的な見守り活動を行うことができるよう、県としてどのように取り組むのか、教育長に伺う。

昨年度、県内公立小学校の登下校時における地域ボランティアによる見守り活動は、登校時に全体の98.2%の学校で、また、下校時に96.3%の学校で実施されています。

児童生徒の安全・安心な登下校のためには、地域ボランティアによる見守り活動が重要であることから、今後、県教育委員会から市町村教育委員会や学校に対して、地域ボランティア等による登下校時の見守り活動状況の実践事例の紹介等を積極的に行っていきます。

また、学校や児童から地域ボランティアに対して感謝の気持ちを伝えたり、挨拶をしたりする機会を積極的に設けるよう働きかけるなど、今以上にやりがいや意欲を持って、効果的に見守り活動を行っていただけるよう努めていきます。

② 通学時の安全確保について

【義務教育課】

学校における見守り活動や安全指導が円滑に実施されるよう、PTAや地域ボランティアとの連携強化について、集団登下校の推進なども含め、教育長の見解を伺う。

県教育委員会では、平成30年度から学校安全総合支援事業を実施しており、毎年度モデル地域を指定し、そこでの優れた取組について、県内市町村に対して普及・啓発を図り、地域と連携した交通安全の取組を推進してきました。

また、小グループによる登下校については、昨年度、県内公立小学校において、登校時は全体の77.8%の学校で、また、下校時は90.7%の学校で実施されています。集団での登下校は、児童生徒の安全確保や地域との連携強化を図る観点から、意義あるものと考えています。

県教育委員会としては、今後とも、地域ボランティアや学校運営協議会と連携した活動を推進するとともに、集団登下校の積極的な実施も含め、通学時の児童の安全確保に努めていきます。

③ ICT活用と児童・教職員の意識向上について

【義務教育課】

ICTを活用した安全教育や見守り支援について、県教育委員会として今後どのように推進していくのか。また、児童・教職員の交通安全意識向上に向けた継続的な取組について教育長に伺う。

デジタルマップやシミュレーション動画を活用した交通安全教室や、ICTを活用した見守りシステムは、児童の安全確保のため有効な手段として考えられます。このため、こうした先進的な取組の情報収集を進め、各種研修会等を通じて市町村教育委員会に紹介していきます。

また、児童や教職員の意識向上を図るために、児童を対象とする交通安全教室、教職員を対象とする交通安全教育指導者研修会などを毎年実施しています。加えて、新年度にあたり、地域ボランティアや保護者と連携し、通学路の安全点検を行っています。

県教育委員会としては、今後も継続してこれらの取組を実施していくことで、交通安全に関する意識の向上を図っていきたいと考えています。